

城陽市災害廃棄物処理計画（原案）について

1 計画の原案について

別紙のとおり。

2 策定スケジュールについて

令和3年2月25日

市議会への報告（計画の策定の報告）

令和3年10月18日

市議会への報告（骨子案の報告）

令和3年12月

市議会への報告（原案の報告）

12月～4年1月

原案に対するパブリックコメントの  
実施

令和4年2月～3月

市議会への報告（パブリックコメン  
トの結果と最終案の報告）

3月

計画策定

城陽市災害廃棄物処理計画  
(原案)

令和 3 年 1 2 月

城陽市



# 目 次

## 第1章 総則

- 1 災害廃棄物処理計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
  - (1) 計画策定の目的
  - (2) 計画の位置付け
  - (3) 計画の見直しのあり方について
- 2 基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
  - (1) 処理主体
  - (2) 対象とする災害と廃棄物の種類
  - (3) 災害廃棄物の発生量の推計
  - (4) 避難所ごみの発生量、し尿収集必要量等の推計
  - (5) 仮置場
  - (6) 一般廃棄物処理施設等の状況

## 第2章 組織及び協力支援体制

- 1 体制と業務概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
  - (1) 組織体制
  - (2) 各主体の業務分担
  - (3) 情報収集及び連絡体制
- 2 関係機関との連携及び都道府県・市町村・民間業者との相互支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
  - (1) 自衛隊・警察・消防との連携
  - (2) 民間業者等との支援協定の締結
  - (3) 都道府県・市町村・民間業者による応援体制
- 3 広報と情報発信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
  - (1) 災害廃棄物の分別・処理に関する普及啓発・広報
  - (2) 災害廃棄物の減量に関する普及啓発・広報
  - (3) 市民への情報伝達方法



### 第3章 災害廃棄物処理

|     |                       |    |
|-----|-----------------------|----|
| 1   | 発災後の処理体制の構築等          | 25 |
| 2   | 道路啓開                  | 27 |
| 3   | 生活ごみ等（避難所ごみ）の収集、処理・処分 | 28 |
| 4   | し尿処理                  | 28 |
| 5   | 災害廃棄物処理               | 29 |
| (1) | 災害廃棄物処理実行計画           |    |
| (2) | 発生量・処理可能量             |    |
| (3) | 収集運搬計画                |    |
| (4) | 災害廃棄物の処理方針            |    |
| (5) | 広域的な処理・処分             |    |
| (6) | 有害廃棄物・処理困難物等          |    |

### 第4章 その他

|     |                   |    |
|-----|-------------------|----|
| 1   | その他               | 32 |
| (1) | 環境対策              |    |
| (2) | がれき撤去、損壊家屋等の解体・撤去 |    |
| (3) | 仮設処理施設            |    |
| (4) | 思い出の品等            |    |

## 第1章 総則

### 1 災害廃棄物処理計画の概要

#### (1) 計画策定の目的

近年、我が国では多くの災害に見舞われています。平成7年兵庫県南部地震（阪神淡路大震災）、平成23年東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）、平成28年熊本地震、平成30年大阪北部地震、平成30年西日本豪雨、令和2年東日本豪雨など、全国各地で大規模な災害が発生し、大量に発生する廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）の処理が各自治体の大きな課題となっています。

平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震を契機に、国は平成26年3月に「災害廃棄物対策指針」を策定（平成30年3月改定）し、大規模災害発生時の廃棄物を適正・迅速に処理するための災害廃棄物処理計画の策定を都道府県及び市町村に求めています。

京都府においては、平成31年3月に「京都府災害廃棄物処理計画」を策定し、市町村や一部事務組合等が被災した場合に想定される行動・対応等を示しています。

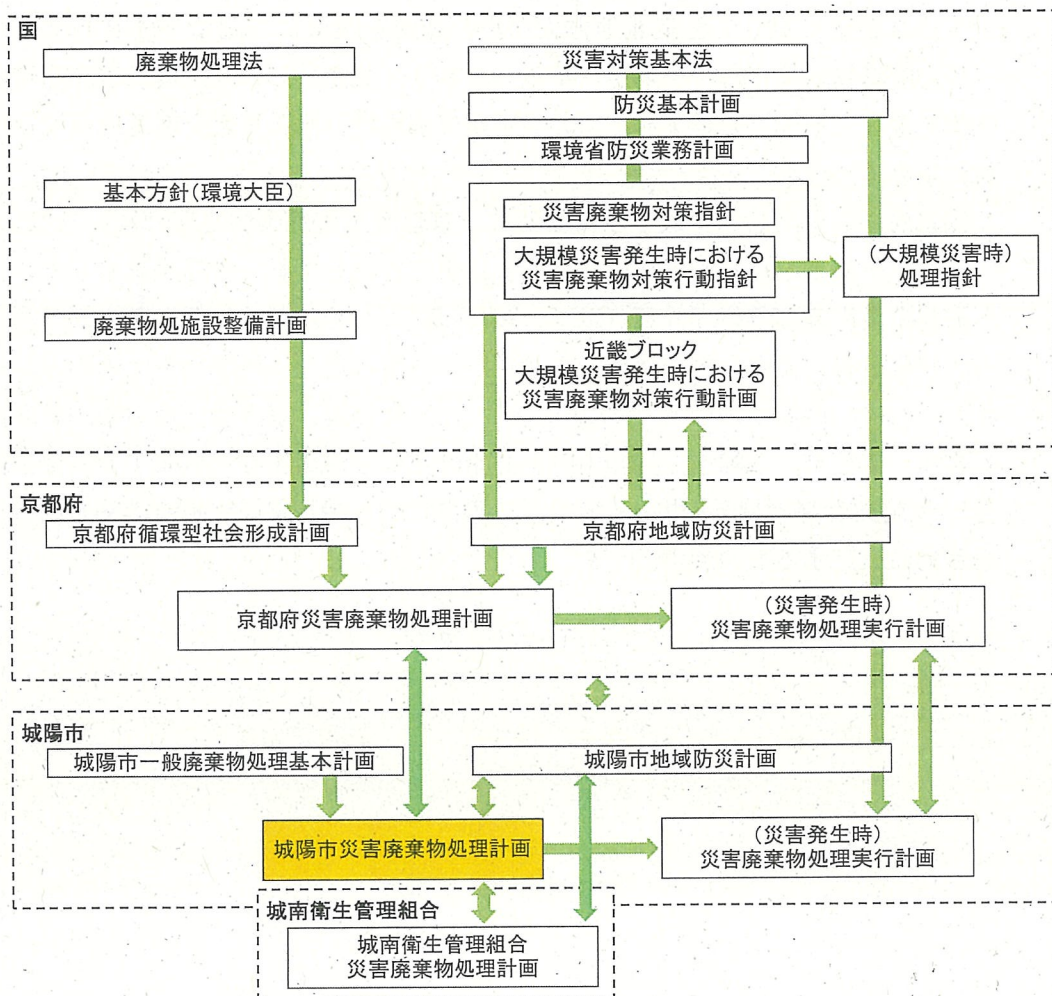
城陽市災害廃棄物処理計画（以下、「本計画」という。）は、将来発生が予測される大規模災害に備え、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための方針を示すとともに、城陽市（以下、「本市」という。）及び国、京都府、城南衛生管理組合（本市、宇治市、八幡市、久御山町、井手町及び宇治田原町で構成する一部事務組合）、民間業者等の役割分担を明確化し、平常時から相互支援体制の構築を図ることを目的に策定するものです。



## (2) 計画の位置付け

本計画は、地震等により発生する膨大な災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、早期に市民の生活基盤を復旧・復興させるとともに、生活環境の改善を図るため、災害廃棄物処理に関する本市の基本的な考え方、処理方法や処理手順を示したものです。災害廃棄物処理に係る防災体制における本計画の位置付けは、図1のとおりです。

図1 計画の位置付け



### (3) 計画の見直しのあり方について

本計画は、城陽市地域防災計画や京都府災害廃棄物処理計画、城南衛生管理組合災害廃棄物処理計画が改定された場合、訓練等を通じて内容の変更が必要となった場合等、状況の変化に応じて、適宜、追加・修正を行うこととします。

#### ア 訓練や研修の実施

国や京都府が開催する研修や訓練等には、積極的に参加するなど、災害廃棄物処理に求められる人材育成に努めるとともに、見つかった課題を本計画に反映します。

#### イ 他の事例の情報収集

環境省、京都府、他市町村等から災害廃棄物処理の情報収集に努めることとします。

#### ウ リストの更新

協定締結事業者団体、京都府・市町村等、その他関係者の連絡先リストについては、変更があり次第、内容を更新します。

## 2 基本的事項

### (1) 処理主体

#### ア 本市の役割

災害廃棄物は、一般廃棄物と解され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第4条第1項の規定により、市町村が第一義的に処理の責任を負うこととされていることから、本市が主体となって適正かつ迅速に処理を行います。

平常時に、本市及び城南衛生管理組合は、災害時の対応について協議し、連携体制を構築し、災害廃棄物処理に係る訓練等を通じて体制整備を図ります。

#### イ 城南衛生管理組合の役割

城南衛生管理組合の処理施設の余力の範囲において、本市で発生した災害廃棄物の適正かつ迅速な処理及びし尿収集運搬を行います。

また、各構成市町に対して、地域における災害廃棄物の分別、収集運搬に係る指揮または助言を行い、各構成市町と連携して災害廃棄物の処理を実施します。

#### ウ 京都府の役割

大規模災害においては、被災市町村や関係団体等と連絡調整の上、人的支援・物的支援等を行うこととされています。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14（事務の委託）の規定により、地方公共団体の事務の一部の管理及び執行を他の地方公共団体に委託することができることとされていることから、本市が地震等により甚大な被害を受け、自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合においては、京都府に事務委託を行います。



## エ 民間業者の役割

災害廃棄物の処理に関連する民間業者等は、災害時に適正処理と迅速な処理を求めるものとします。また、既に協定を締結している民間業者等については、京都府や本市からの要請に応じて処理等を行います。

## オ 市民の役割

被災地域の市民は、被災者でもあり、廃棄物の排出者でもあります。まずは、市民自らの生命と安全な生活を確保することが第一であります。早期の復旧・復興に向けて災害廃棄物の排出段階での分別の徹底等、適正な処理のための協力に努めていただく必要があります。

## (2) 対象とする災害と廃棄物の種類

### ア 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、地震については表1のとおり、風水害については表2のとおりとします。

また、図2に生駒断層帯の震度分布図を、図3に木津川の洪水浸水想定区域図を示します。

表1 対象とする災害（地震災害）

| 地震    | 最大予測<br>震度 | (推定) 建物被害 (棟) |             |       |        |
|-------|------------|---------------|-------------|-------|--------|
|       |            | 全壊            | 半壊・<br>一部半壊 | 焼失建物  | 合計     |
| 生駒断層帯 | 7          | 10,670        | 10,350      | 1,230 | 22,250 |

出典) 京都府地震被害想定調査結果 (平成20年、京都府)

図2 生駒断層帯 震度分布図

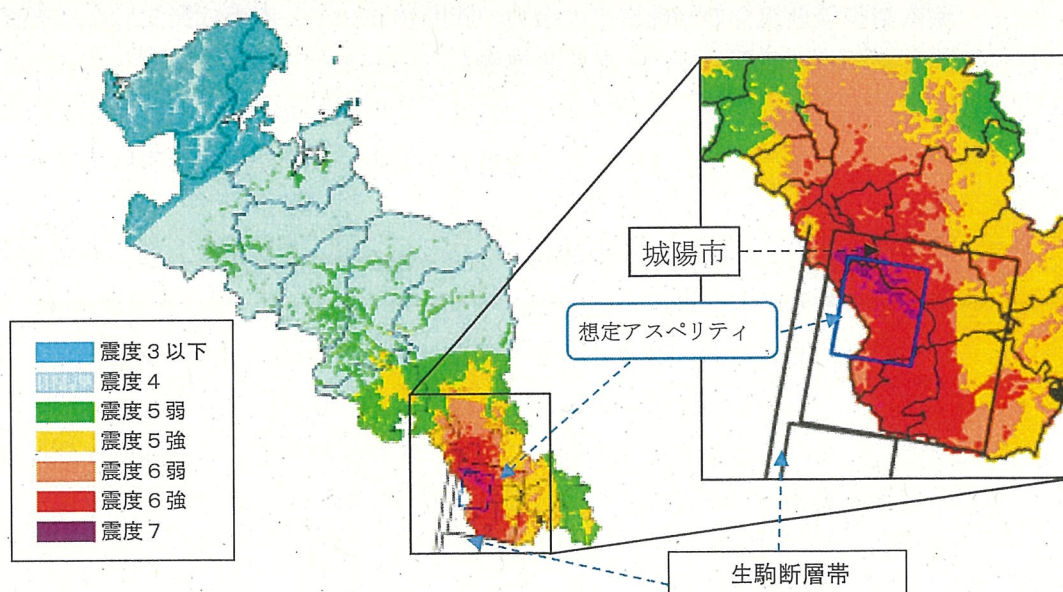


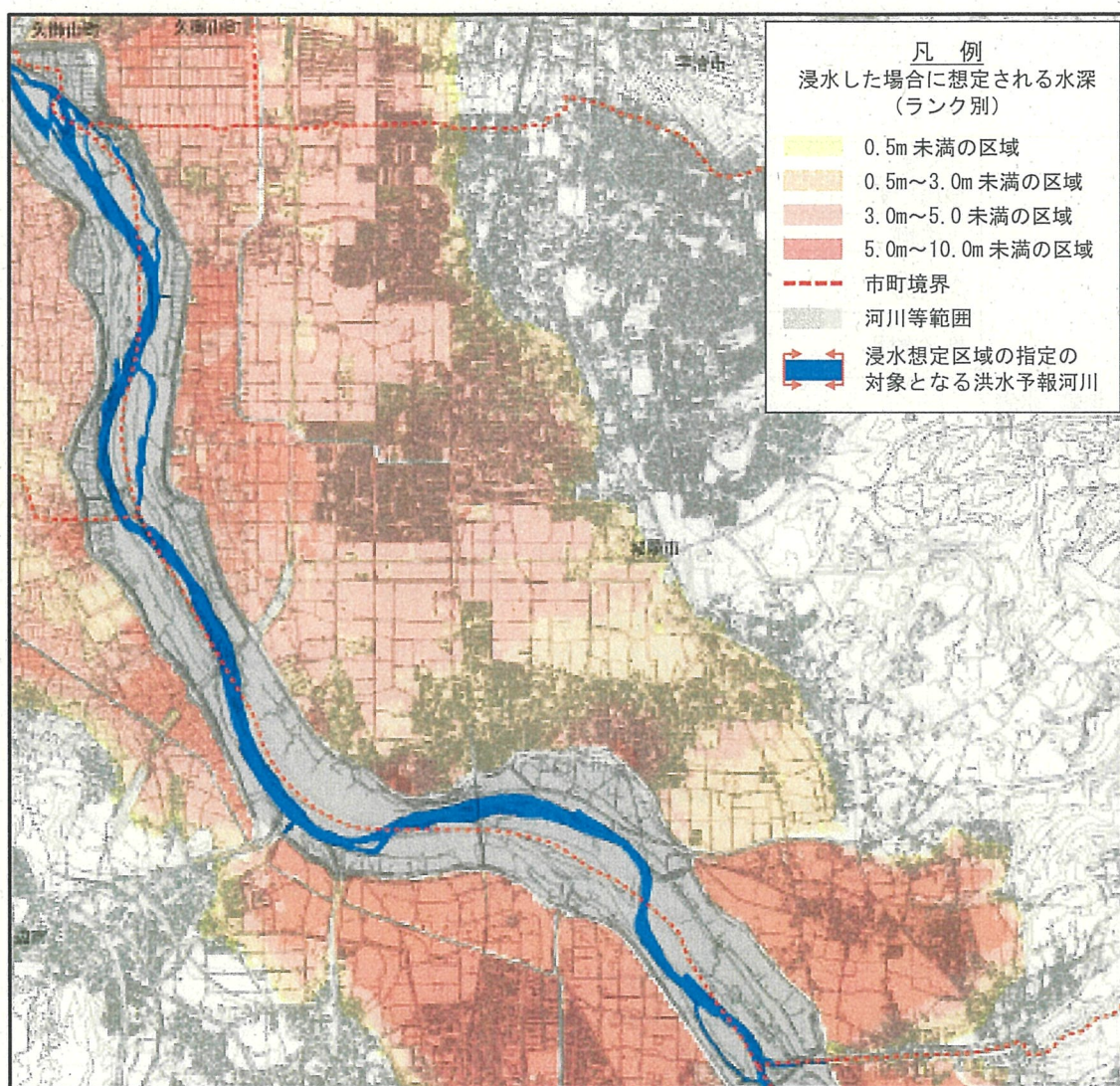


表2 対象とする災害（風水害）

| 風水害    | (推定) 建物被害（棟） |          |       |        |
|--------|--------------|----------|-------|--------|
|        | 全壊           | 半壊又は床上浸水 | 床下浸水  | 合計     |
| 木津川の氾濫 | 16,486       | 3,711    | 1,512 | 21,709 |

出典) 京都市市町村災害廃棄物処理計画策定支援事業

図3 洪水浸水想定区域図（想定最大規模：木津川）



出典) 「淀川水系 淀川・宇治川・木津川・桂川 洪水浸水想定区域」

(平成29年6月、近畿地方整備局)

#### イ 対象とする廃棄物の種類

災害廃棄物とは、自然災害に直接起因して発生する廃棄物のことです。

本計画で対象とする災害廃棄物は、表3に示す生活環境の保全上支障があり、処理することが特に必要と認められる廃棄物です（避難所ごみなどの生活ごみは災害廃棄物ではありませんが、被災後に発生する廃棄物であることから記載しています）。



なお、災害廃棄物対策指針に基づき、放射性物質及びこれによって汚染された災害廃棄物は、本計画の対象としていません。

また、道路や鉄道等の公共施設等からの災害廃棄物の処理については、原則としてそれらの管理者が行うものとします。

表3 対象とする災害廃棄物

| 種類                       |            | 内訳                                                                                                  |
|--------------------------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地震、水害及びその他自然災害により発生する廃棄物 | 木くず        | 柱、はり、壁材等の廃木材                                                                                        |
|                          | コンクリートがら等  | コンクリート片、コンクリートブロック、アスファルトくず、土砂等が混在し分別することができない細かなコンクリート等                                            |
|                          | 瓦くず        | 廃瓦                                                                                                  |
|                          | 金属くず       | 鉄骨、鉄筋、アルミ材等                                                                                         |
|                          | 可燃物        | 繊維類、紙、木くず、プラマーク製品等が混在した廃棄物                                                                          |
|                          | 不燃物        | 木くず、プラスチック、ガラス、概ね不燃系の廃棄物                                                                            |
|                          | 畳・布団       | 被災家屋から排出される畳又は布団で、災害により被害を受け使用できなくなったもの                                                             |
|                          | 廃家電（4品目）   | 被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの<br>※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。 |
|                          | 小型家電       | 被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの                                                |
|                          | 廃自動車等      | 災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪車、原動機付自転車等<br>※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。                               |
|                          | 腐敗性廃棄物     | 被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品並びに水産加工工場等から発生する原料及び製品等                                                          |
|                          | 有害物及び危険物   | アスベスト含有廃棄物、PCB廃棄物、感染性廃棄物、化学物質、医薬品類、農薬類、有害物質（フロン類、CCA、テトラクロロエチレン等）、スプレー缶、カセットボンベ、リチウムイオン電池、太陽光パネル等   |
| 被災者又は避難者の生活に伴い発生する廃棄物    | その他適正処理困難物 | ピアノ、マットレス、漁網、石膏ボード、廃船舶等の地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む。）                                  |
|                          | 生活ごみ       | 家庭から排出される生活ごみ<br>（災害廃棄物ではないが、被災後に発生する廃棄物であることから記載しています。）                                            |
|                          | 避難所ごみ      | 避難所から排出される生活ごみ等<br>（観光客等による避難所利用による発生も対象に含む。）                                                       |
|                          | し尿         | 仮設トイレ等からのくみ取りし尿<br>（観光客等による避難所利用による発生も対象に含む。）                                                       |

#### ウ 災害廃棄物の特徴

地震災害と風水害により発生する災害廃棄物の特徴などを表4に示します。

災害の種類により、災害廃棄物の発生箇所、特徴及び組成は大きく異なることから、災害発生時には、被災状況を迅速に把握し、災害廃棄物処理の体制を整えるものとします。



表4 災害廃棄物の特徴など

|       | 地震被害                                                      | 風水害被害                                                                           |
|-------|-----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 発生箇所  | ・地盤や土地利用などの状況によって変化（耐震性の低い建物や液状化しやすい土地の建物が被災）             | ・河川決壊は低地部に被害が集中                                                                 |
| 特徴    | ・突発的かつ大量に発生<br>・家財などと倒壊家屋解体廃棄物に分別<br>・倒壊家屋解体には重機使用        | ・夏～秋季を中心に発生（集中豪雨や台風時期）<br>・腐敗、悪臭及び汚水を発生<br>・浄化槽が浸水するとブローアの故障などで浄化槽機能が損なわれる場合が多い |
| 組成の違い | ・大型ごみが大量に発生<br>・処理困難物などが発生<br>・倒壊家屋解体は、大量のコンクリートがら、木くずが発生 | ・木くずや大型ごみ（家具など）が大量に発生<br>・水分を含んだ量や土砂付着家具などが大量に発生<br>・大量の生木、流木が混入                |

### （3） 災害廃棄物の発生量の推計

災害廃棄物の発生量、既存施設での災害廃棄物の処理可能量をあらかじめ把握しておくことは重要であることから、本計画では地震災害による災害廃棄物発生量と風水害被害によるそれぞれの災害に応じた推計を行いました。

#### ア 地震被害による災害廃棄物発生量

「生駒断層帯」を震源とする地震（規模：M7.5）が発生した場合、本市域では、最大震度 7 に達すると予測され、災害廃棄物発生量の推計は、表5のとおりです。

表5 地震被害による災害廃棄物の推計発生量

| 区分          | 被災戸数<br>(棟) | 原単位<br>(t/棟) | 災害廃棄物<br>発生量 (千<br>t) | 種類       | 構成比   | 災害廃棄物<br>発生量 (千<br>t) |
|-------------|-------------|--------------|-----------------------|----------|-------|-----------------------|
| 全壊          | 10,670      | 117          | 1,248.4               | 可燃物      | 15.6% | 246.9                 |
| 半壊・<br>一部半壊 | 10,350      | 23           | 238.1                 | 不燃物      | 31.0% | 490.5                 |
| 焼失建物        | 1,230       | 78           | 95.9                  | コンクリートがら | 42.7% | 675.7                 |
| 合計          |             |              | 1,582.4               | 金属       | 3.0%  | 47.5                  |
|             |             |              |                       | 柱角材      | 3.9%  | 61.7                  |
|             |             |              |                       | その他      | 3.8%  | 60.1                  |
|             |             |              |                       | 合計       |       | 1,582.4               |

出典）災害廃棄物対策指針資料編【技 14-2】災害廃棄物の発生量の推計方法（平成 31 年 4 月、環境省）



## イ 風水害被害による災害廃棄物発生量

風水害被害(想定:木津川の氾濫)が発生した場合の災害廃棄物の発生量の推計は、表6のとおりです。

表6 風水害被害による災害廃棄物の推計発生量

| 区分           | 被災戸数<br>(棟) | 原単位<br>(t/棟) | 災害廃棄物<br>発生量(千<br>t) |
|--------------|-------------|--------------|----------------------|
| 全壊           | 16,486      | 117          | 1,928.9              |
| 半壊又は<br>床上浸水 | 3,711       | 23           | 85.4                 |
| 床下浸水         | 1,512       | 0.62         | 0.9                  |
| 合計           |             |              | 2,015.2              |

| 種類       | 構成比   | 災害廃棄物<br>発生量(千<br>t) |
|----------|-------|----------------------|
| 可燃物      | 15.6% | 314.4                |
| 不燃物      | 31.0% | 624.7                |
| コンクリートがら | 42.7% | 860.5                |
| 金属       | 3.0%  | 60.4                 |
| 柱角材      | 3.9%  | 78.6                 |
| その他      | 3.8%  | 76.6                 |
| 合計       |       | 2,015.2              |

出典) 災害廃棄物対策指針資料編【技 14-2】災害廃棄物の発生量の推計方法(平成 31 年 4 月、環境省)

## (4) 避難所ごみの発生量、し尿収集必要量等の推計

本計画で想定する「生駒断層帯」を震源とする地震被害による避難所からの生活ごみ(避難所ごみ)等の発生量は、それぞれ次の方法で算出します。各推計結果は表7及び表8のとおりです。

### ア 避難所ごみの発生量

$$\text{避難所ごみの発生量} = \text{避難者数(人)} \times \text{発生原単位(g/人・日)}$$

- ・避難者数に原単位を乗じて生活ごみの発生量を推計する。
- ・原単位は、収集実績に基づき設定する。

### イ 避難所におけるし尿発生量

$$\text{避難所におけるし尿の発生量} = \text{仮設トイレ必要人数} \times \text{し尿の1人1日平均排出量}$$

- ・仮設トイレ必要人数: 避難所避難者数
- ・1人1日平均排出量: 1.7L/人・日

### ウ 仮設トイレの必要基数

$$\text{仮設トイレ必要基数} = \text{仮設トイレ必要人数} / \text{仮設トイレ設置目安}$$

- ・仮設トイレ必要人数: 避難所避難者数
- ・仮設トイレ設置目安: 仮設トイレの容量/し尿の1人1日平均排出量/収集計画  
仮設トイレの平均的容量: 例 400L  
し尿の1人1日平均排出量: 1.7L/人・日  
収集計画: 3日に1回の収集

出典) 災害廃棄物対策指針資料編【技 14-3】

避難所ごみの発生量、し尿収集必要量等の推計方法(平成 26 年 3 月、環境省)



表7 避難所ごみ発生量の推計結果

| 想定災害  | 避難者数   | 1人当たりごみ<br>排出量 (g/人・日) | 避難所からの<br>ごみ排出量 (t/日) |
|-------|--------|------------------------|-----------------------|
| 生駒断層帯 | 43,590 | 680.7                  | 29.7                  |

出典) 京都府地震被害想定調査結果(平成20年、京都府)、一般廃棄物処理事業実態調査(平成30年度)

表8 避難所におけるし尿排出量及び仮設トイレの必要設置基数の推計結果

| 想定災害  | 1日当たりの<br>し尿排出量<br>(L/日) | 指針に基づき試<br>算した仮設トイ<br>レの必要設置基<br>数(基) | 使用人数から逆算した<br>仮設トイレの必要設置基数(基) |       |       |
|-------|--------------------------|---------------------------------------|-------------------------------|-------|-------|
|       |                          |                                       | 100人/基                        | 75人/基 | 20人/基 |
| 生駒断層帯 | 74,103                   | 556                                   | 436                           | 581   | 2,180 |

※全てを仮設トイレで賄う場合を想定

出典) 災害廃棄物対策指針資料編【技14-3】

避難所ごみの発生量、し尿収集必要量等の推計方法(平成26年3月、環境省)

## (5) 仮置場

### ア 仮置場の分類

本市で設置する仮置場の定義は、表9のとおりです。

処理施設において一度に処理ができない大量の災害廃棄物を、生活圏から速やかに移動させ一時的に保管するための一次仮置場と、災害の規模が大きいときに、処理施設での処理等が円滑に進むよう災害廃棄物の機械選別や再資源化を行うための二次仮置場があります。二次仮置場は、一次仮置場から搬出した災害廃棄物の保管・分別(一次仮置場より詳細な分別)や、仮設の破碎・選別機等を設置して運営するものとします。

表9 仮置場の定義

| 分類    | 役割                                                           |
|-------|--------------------------------------------------------------|
| 一次仮置場 | 災害廃棄物を一時的に集積し、分別・保管を行う場所<br>(二次仮置場での保管・処理を行うまでの間に集積)         |
| 二次仮置場 | 一次仮置場から搬出した災害廃棄物の保管・分別(一次仮置場より詳細な分別)や、仮設の破碎・選別機等を設置して処理を行う場所 |

### イ 必要面積の算出

被害規模が最大となる「木津川の氾濫」による風水害災害における災害廃棄物推計発生量全てを一度に仮置場に搬入すると想定し、次の方法で仮置場の必要面積を算出するものとします。推計結果は表10のとおりです。

$$\text{面積} = \text{集積量} \div \text{見かけ比重} \div \text{積み上げ高さ} \times (1 + \text{作業スペース割合})$$

集積量：災害廃棄物の発生量－処理量

処理量：災害廃棄物の発生量 ÷ 処理期間(2.5年)

見かけ比重：可燃物 0.4 (t/m³)、不燃物 1.1 (t/m³)

積み上げ高さ：5m

作業スペース割合：1.0(作業スペース割合100%)で算出

出典) 災害廃棄物対策指針資料編【技18-2】

仮置場の必要面積の算定方法(平成31年4月、環境省)



表 10 仮置場必要面積の推計結果

| 想定災害   | 組成別の必要面積 (ha) |      |              |     |     |     | 合計<br>(ha) |
|--------|---------------|------|--------------|-----|-----|-----|------------|
|        | 可燃物           | 不燃物  | コンクリート<br>がら | 金属  | 柱角材 | その他 |            |
| 木津川の氾濫 | 18.9          | 13.6 | 18.8         | 1.3 | 4.7 | 1.7 | 59.0       |

#### ウ 仮置場候補地の選定

大規模災害における仮置場候補地の選定に際しては、過去の事例から、設置期間が1年以上に及ぶことが予想されること、公園、グラウンド、コミセン、空地等は被災者の避難所・仮設住宅及び自衛隊の野営場に優先的に利用されること、発災直後や災害復旧・復興期など時間の経過により必要とされる用途が変化する場合がありますことに留意し、次の条件に適合するような土地から選定し、仮置場候補地のリストを作成しておきます。

なお、仮置場候補地のリストは、定期的に最新情報に見直すことが重要であることから、随時、更新するものとします。

- ・廃棄物処理施設、最終処分場跡地等の公有地（市有地、府有地、国有地等）
- ・未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地※
- ・二次災害や環境、地域の基幹産業等への影響が小さい地域
- ・仮設住宅など他の土地利用のニーズが小さい地域の都市公園等
- ・周辺の道路交通への影響が小さい地域
- ・河川の増水により災害廃棄物が流出するおそれが高い地域
- ・水害廃棄物については、リサイクルや焼却処理の前処理のため付着した泥・砂を洗い流す洗浄エリアの配置や洗浄水が周辺河川等へ直接流出しないよう沈砂池の設置にも配慮します。

※民有地は、使用前に賃貸借等の措置が必要です。

#### エ 仮置場候補地の優先順位付け

実際に仮置場を設置するにあたっては、表11のチェックリストにより候補地を順位付けし、好条件の候補地から順に検討を行います。

具体的な順位付けの方法として、平常時においては「①発災前の留意点」に関してチェックを行い、合計チェック数により点数化し、5等分にしてA～Eの5段階で評価しておきます。

発災後は、災害発生後の状況に応じて、「②発災後の留意点」に関してチェックを行い、他用途への未利用地から選定を行います。



表 1 1 仮置場選定チェックリスト

| 区 分                                  | 項 目              | 条 件                               | 判 定 |
|--------------------------------------|------------------|-----------------------------------|-----|
| ①<br>発<br>災<br>前<br>の<br>留<br>意<br>点 | 立地条件             | (1) 河川敷ではない。                      |     |
|                                      | 前面道路幅            | (2) 前面道路幅が 6 m 以上ある。              |     |
|                                      | 所有者              | (3) 公有地（市有地、府有地、国有地）である。          |     |
|                                      |                  | (4) 地域住民との関係性が良好な土地である。           |     |
|                                      |                  | (5) 民有地である場合、地権者の数が少ない土地である。      |     |
|                                      | 面積               | (6) 面積が十分にある。（二次仮置場は 12ha 以上）     |     |
|                                      | 周辺の土地利用          | (7) 周辺が住宅地ではない。                   |     |
|                                      |                  | (8) 周辺が病院、福祉施設、学校等ではない。           |     |
|                                      |                  | (9) 企業活動や農業等の住民の生業の妨げにならない場所である。  |     |
|                                      | 土地利用の規制          | (10) 法律等により土地の利用が規制されていない。        |     |
|                                      | 輸送ルート            | (11) 高速道路のインターチェンジから近い。           |     |
|                                      |                  | (12) 緊急輸送路に近い。                    |     |
|                                      |                  | (13) 廃棄物処理場に近い。                   |     |
|                                      | 土地の形状            | (14) 起伏のない平坦地である。                 |     |
|                                      |                  | (15) 変則形状の土地ではない。                 |     |
|                                      | 土地の基盤整備<br>の状況   | (16) 地盤が硬い。                       |     |
|                                      |                  | (17) アスファルト敷きである。                 |     |
|                                      |                  | (18) 暗渠排水管が存在していない。               |     |
|                                      | 設備               | (19) 消火用の水を確保できる場所である。            |     |
|                                      |                  | (20) 電力を確保できる場所である。               |     |
|                                      | 被災考慮             | (21) 各種災害（洪水、土石流等）の被災エリアではない。     |     |
|                                      | 地域防災計画で<br>の位置付け | (22) 地域防災計画で応急仮設住宅、避難所等に指定されていない。 |     |
|                                      |                  | (23) 道路啓開の順位が高い。                  |     |
| ②<br>発<br>災<br>後<br>の<br>留<br>意<br>点 | 仮置場の配置           | (24) 仮置場の偏在を避け、仮置場を分散して配置する。      |     |
|                                      | 被災地との距離          | (25) 被災地の近くにある。                   |     |



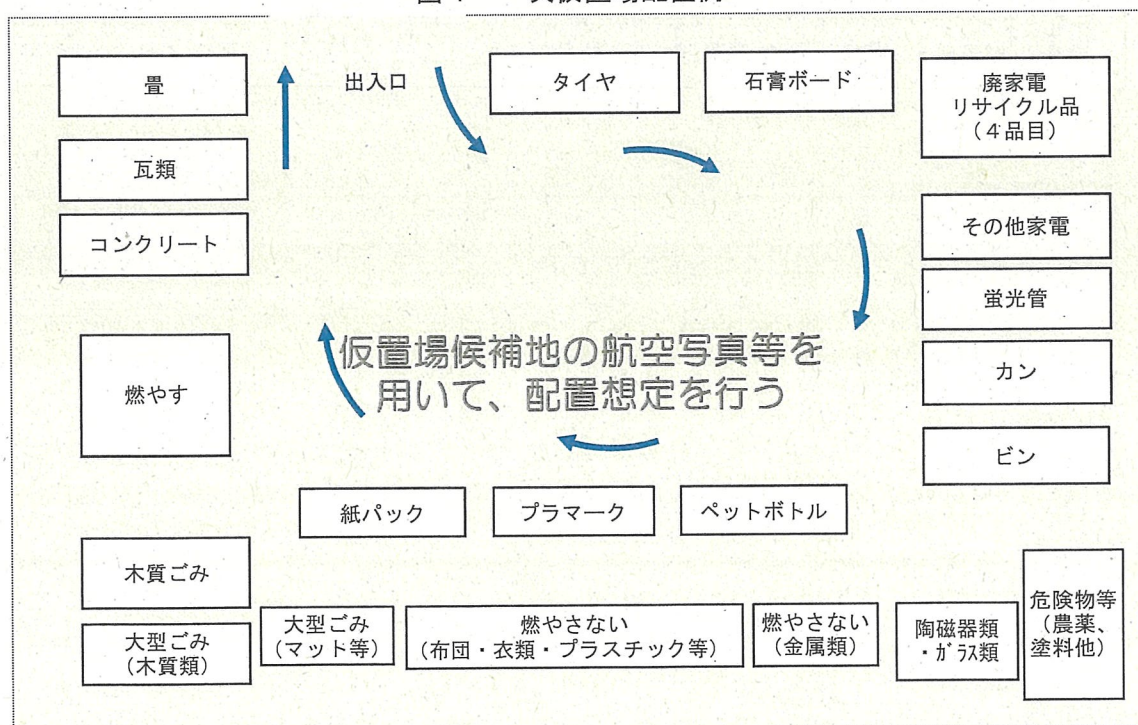
## オ 仮置場の運営における留意点及び注意点

仮置場の運営における留意点とその対策は表 1 2、一次仮置場の配置例は図 4 のとおりです。

表 1 2 仮置場運営における留意点

| 留意点       | 対策                                                                                                                                                                              | 備考                                                                                             |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 飛散防止策     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 散水の実施</li> <li>・ 仮置場周囲への飛散防止ネットや囲いの設置</li> <li>・ フレコンバッグに保管</li> </ul>                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風が強い場所に仮置場を設置する場合</li> <li>・ 飛散するおそれのある廃棄物</li> </ul> |
| 汚水の土壌浸透防止 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害廃棄物を仮置きする前に仮舗装の実施や鉄板・シートの設置</li> <li>・ 排水溝及び排水処理設備等の設置を検討</li> <li>・ 仮置き前にシートの設置ができない場合は、汚水が少ない種類の廃棄物を仮置きするなど土壌汚染防止に努めます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 汚水による公共の水域及び地下水の汚染、土壌汚染等の防止措置実施</li> </ul>            |
| 発火・火災防止   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 畳や木くず、可燃混合物を固めて高い山にして、長期保管することは極力避けることとします。</li> <li>・ 特に混合物の山には、排熱及びガス検知を兼ねたパイプを通し、定期的にモニタリングを行います。</li> </ul>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 散水により、微生物の活動が活発になり、発熱が進む可能性もあることに注意が必要です。</li> </ul>  |

図 4 一次仮置場配置例





【仮置場の注意点】

各仮置場に管理人を配置し、次のことに注意します。

- ・分別されていない災害廃棄物を受け入れないこと。
- ・仮置場では分別項目毎に遠くからでも分かるよう看板を設置し、廃棄物の見本（見せごみ）を準備すること。
- ・搬出動線を考慮し、仮置場内で交通停滞が生じないようにすること。
- ・仮置場の開場時間は、管理人が在任する時間とすること。

(6) 一般廃棄物処理施設等の状況

本市の平常時の一般廃棄物は、城南衛生管理組合による共同処理を行っており、発災時でも適切な廃棄物処理に対応できる体制を整備します。同組合が保有する一般廃棄物処理施設は、表 13 のとおりです。

表 13 城南衛生管理組合の保有する一般廃棄物処理施設一覧

| 一般廃棄物処理施設の種別     |                            |                                            |                 |
|------------------|----------------------------|--------------------------------------------|-----------------|
| 施設名              | 所在地                        | 処理能力                                       | 処理実績            |
| 焼却施設             |                            |                                            |                 |
| クリーンパーク折居        | 611-0021<br>宇治市宇治折居 18 番地  | 57.5 t/日×2 炉                               | 31,793 t/年 (R2) |
| クリーン 2 1 長谷山     | 610-0111<br>城陽市富野長谷山 1-270 | 120 t/日×2 炉                                | 53,381 t/年 (R2) |
| 焼却以外のごみ処理施設      |                            |                                            |                 |
| リサイクルセンター<br>長谷山 | 610-0111<br>城陽市富野長谷山 1-270 | 粗大・不燃ごみ<br>60 t/日<br>プラスチック製容器包装<br>17 t/日 | 16,549t/年 (R2)  |
| エコポート長谷山         | 〃                          | カン・ビン・ペットボトル・<br>紙パック<br>46 t/日            | 3,699 t/年 (R2)  |
| ごみ中継施設           |                            |                                            |                 |
| 沢中継場             | 614-8511<br>八幡市八幡沢 1 番地    | 32 t/h                                     | -               |
| 最終処分場            |                            |                                            |                 |
| グリーンヒル三郷山        | 613-0031<br>久御山町佐古梶石 1-3   | 埋立容量 200,000m³                             | 2,606 t/年 (R2)  |
| し尿処理施設           |                            |                                            |                 |
| クリーンピア沢          | 614-8511<br>八幡市八幡沢 1 番地    | (希釈し下水投入)                                  | -               |

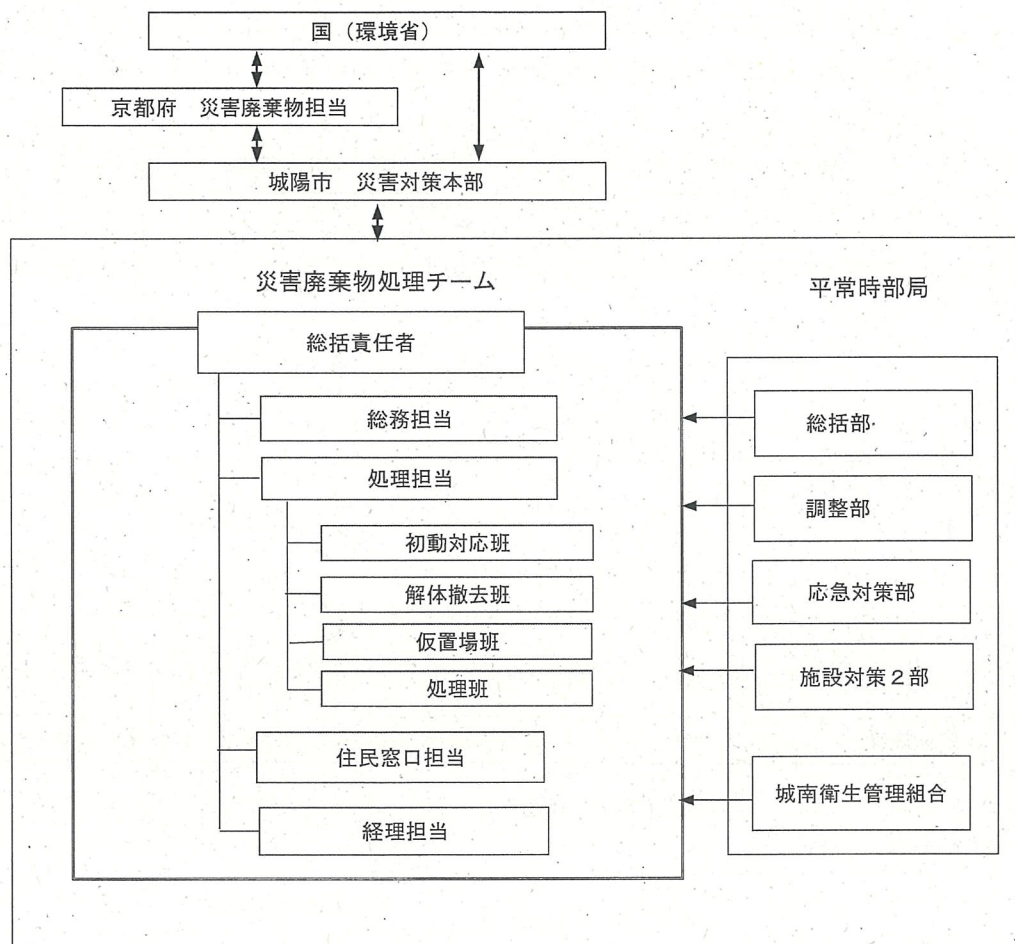
## 第2章 組織及び協力支援体制

### 1 体制と業務概要

#### (1) 組織体制

本市に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に設置する災害対策本部の組織体制は、地域防災計画に定めるとおりとします。また、発災時には災害廃棄物処理を担当する組織を図5のとおり特別に設置します。

図5 災害廃棄物処理対策組織の構成



なお、発災直後は、人員不足により、少数の職員で多くの役割を兼務する可能性が高いため、被害状況や災害の規模に応じて、近隣市町村、京都府等からの人的支援を受けて段階的に体制を構築する必要性についても事前に検討を行います。各担当の業務内容は、表14のとおりです。



表 1 4 各担当の主な業務

| 担当                                                           | 主な業務内容                                                                                                                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総括責任者<br>【市民環境部長】                                            | ○目標・方針の設定、個別の意思決定<br>・計画（現状の把握・分析・評価）を基本に、目標・方針を設定<br>・関係機関との総合調整、総務・経理、現場の各作業を総合的に判断、調整して意思決定                                                                                                                |
| 総務担当<br>（総合調整）<br>【調整部調整班】<br>【総括部動員班】<br>【調整部調達班】           | ○関係支援団体との調整・・・（調整部調整班）<br>・庁内調整、国、京都府、支援団体、広域処理関係<br>○現場活動をサポートする後方支援・・・（総括部動員班）、（調整部調達班）<br>・人員の確保、労務管理<br>・業者選定（施設整備、資機材の調達、輸送手段の確保等）<br>・（必要に応じて）現場人員等の宿舍等の確保、燃料等の確保                                       |
| 処理担当<br>（施設・企画）<br>【調整部調整班】<br>【応急対策部衛生班】                    | ○対外交渉・・・（調整部調整班）<br>・廃棄物関連部局及び施設部局などとの調整<br>○災害廃棄物処理実行計画の作成・・・（応急対策部衛生班）<br>・情報収集、現状の把握・分析・評価、施設計画・作業計画作成<br>・リソース（人員、資機材）、廃棄物の発生・処理等の状況把握<br>・予測、分析、問題把握<br>・施設計画の作成（施設等の位置・規模・必要仕様の検討、概算費用の把握）、作業計画の作成（見直し） |
| 初動対応班<br>【応急対策部衛生班】                                          | ○初動に必要な業務の調整<br>・仮設トイレの設置、ごみ収集、し尿処理、処理施設被災状況確認等                                                                                                                                                               |
| 解体撤去班<br>【施設対策2部】<br>仮置場班<br>【応急対策部衛生班】<br>処理班<br>【応急対策部衛生班】 | ○現場指揮・監理<br>・災害廃棄物の収集、運搬、処理、処分・再利用に係る業務<br>・作業計画に基づく人員、資機材のリソース、施設の効果的な運用・管理                                                                                                                                  |
| 住民窓口担当<br>【総括部広報班】                                           | ○住民広報・問い合わせ等への対応                                                                                                                                                                                              |
| 経理担当<br>【調整部調達班】                                             | ○資金の調達・管理、契約<br>・必要な資金の調達・管理<br>・施設整備、資機材調達等の契約                                                                                                                                                               |

※担当は、城陽市地域防災計画の任務分担による

## （2）各主体の業務分担

平常時（事前準備）、初動期（発災直後）、応急対策期及び災害復旧・復興期の各段階における国、京都府及び本市の業務分担は、表 1 5 及び表 1 6 のとおりです。



表 15 各主体の業務分担（平常時及び初動期）

| 主体 | 区分    | 平常時（事前準備）                                                                                                                    | 初動期（発災直後）                                                                                                                                                                  |
|----|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市  | 組織体制  | <ul style="list-style-type: none"> <li>組織体制の整備</li> <li>関係機関との連絡体制の整備</li> <li>支援協定の締結</li> </ul>                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物処理チームの設置</li> <li>責任者の決定、指揮命令系統の確立</li> <li>組織内部・外部との連絡手段の確保</li> </ul>                                                        |
|    | 廃棄物処理 | <ul style="list-style-type: none"> <li>仮設トイレの確保</li> <li>仮置場候補地の選定</li> <li>災害時の廃棄物処理方針の検討</li> <li>災害対策経験者リストの作成</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況把握、府への報告</li> <li>民間業者等への協力・支援要請</li> </ul>                                                                                     |
|    | 支援    |                                                                                                                              | 支援体制（組織・人員・機材等）を含む計画                                                                                                                                                       |
| 組合 |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>処理施設の余力</li> <li>し尿収集委託業者の保有車両等の確認</li> <li>協力支援体制</li> </ul>                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>処理施設の被災確認</li> <li>組織内の仮置場の配置・開設準備状況確認</li> </ul>                                                                                   |
| 府  | 組織体制  | <ul style="list-style-type: none"> <li>組織体制の整備</li> <li>関係機関との連絡体制の整備</li> <li>支援協定の締結</li> </ul>                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害に対応した組織体制の確立</li> <li>被災市町村との連絡手段の確保</li> <li>広域的な協力体制の確保、周辺市町村・関係省庁・民間業者との連絡調整</li> </ul>                                        |
|    | 廃棄物処理 | <ul style="list-style-type: none"> <li>事務委託手続の検討</li> <li>災害対策経験者リストの作成</li> </ul>                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>被害情報の収集</li> <li>被災市町村の支援ニーズの把握、国への報告</li> <li>収集運搬、処理体制に関する支援・助言</li> </ul>                                                        |
|    | 支援    |                                                                                                                              | 広域的な視点からの支援体制（組織・人員・機材等）の確保                                                                                                                                                |
| 国  |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害時の財政支援の制度化</li> <li>効果的な廃棄物処理制度の検討</li> </ul>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>組織体制の整備</li> <li>府からの情報確認、支援ニーズの把握</li> <li>緊急派遣チームの現地派遣</li> <li>災害廃棄物処理対策協議会の設置</li> <li>広域的な協力体制の整備</li> <li>国際機関との調整</li> </ul> |

表 16 各主体の業務分担（応急対策期及び災害復旧・復興期）

| 主体 | 区分    | 応急対策期                                                                                                                                       | 災害復旧・復興期                                                                                                                                       |
|----|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市  | 組織体制  | <ul style="list-style-type: none"> <li>民間業者や府と連携した体制の整備</li> </ul>                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>組織体制や役割分担の見直し</li> </ul>                                                                                |
|    | 廃棄物処理 | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物の仮置き</li> <li>府・近隣市町村及び民間業者への支援要請</li> <li>実行計画の策定</li> <li>災害廃棄物処理の進捗状況</li> </ul>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>実行計画の実施</li> <li>復旧復興計画と合わせた処理・再資源化</li> <li>民間業者等への支援要請</li> <li>災害廃棄物処理の進捗管理</li> </ul>               |
|    | 支援    | <ul style="list-style-type: none"> <li>支援に必要な情報収集・支援の実施</li> <li>災害対策経験者の派遣</li> </ul>                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>支援に必要な情報収集・支援の実施</li> <li>長期支援の実施検討</li> </ul>                                                          |
| 組合 |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>し尿収集処理体制の状況把握</li> <li>府、民間業者への支援要請</li> </ul>                                                       | 被災施設の復旧                                                                                                                                        |
| 府  | 組織体制  | <ul style="list-style-type: none"> <li>国や府内市町村、民間業者と連携した体制整備</li> </ul>                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>組織体制や役割分担の見直し</li> </ul>                                                                                |
|    | 廃棄物処理 | <ul style="list-style-type: none"> <li>被災市町村の情報収集・支援要請</li> <li>実行計画の検討支援</li> <li>実行計画の策定（事務委託を受けた場合）</li> <li>災害廃棄物処理の進捗管理（同上）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>被災市町村の情報収集・支援要請</li> <li>実行計画の策定（事務委託を受けた場合）</li> <li>災害廃棄物の処理（同上）</li> <li>災害廃棄物処理の進捗管理（同上）</li> </ul> |
|    | 支援    | <ul style="list-style-type: none"> <li>支援に必要な情報収集、支援の実施</li> <li>災害対策経験者の派遣</li> </ul>                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>支援に必要な情報収集、支援の実施</li> <li>長期支援の実施検討</li> </ul>                                                          |
| 国  |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>府からの情報確認、支援ニーズの把握</li> </ul>                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>府からの情報確認、支援ニーズの把握</li> </ul>                                                                            |



### (3) 情報収集及び連絡体制

#### ア 災害対策本部から収集する情報

災害廃棄物処理実施の企画立案の基礎情報とするため、表 17 に示す情報を本市災害対策本部事務局等から収集し、災害廃棄物処理チーム内において情報共有するとともに、関係者に周知することとします。

また、これらの情報は、被災・被害状況が明らかになるにつれて、刻々と更新されるため、常に最新の情報を収集し、その発表日時を明確にするとともに、可能な限り得られた情報の正確性を裏付ける情報も併せて整理するものとします。

表 17 災害対策本部事務局等からの情報収集項目

| 区 分                 | 情 報 収 集 項 目                                                                | 目 的                  |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 避難所と避難者数の把握         | ・避難所名<br>・各避難所の収容人数                                                        | トイレ必要数把握<br>(し尿処理関連) |
| 建物の被害状況の把握          | ・建物の全壊及び半壊棟数<br>・建物の焼失棟数                                                   | 要処理廃棄物量及び種類等の把握      |
| 上下水道・道路の被災及び復旧状況の把握 | ・水道施設の被害状況<br>・断水(水道被害)の状況と復旧の見直し<br>・下水処理施設の被災状況<br>・主要な道路・橋梁の被害状況と復旧の見直し | インフラの状況把握            |

#### イ 災害廃棄物処理チームにおいて行う情報収集及び連絡

災害廃棄物に関連して災害廃棄物処理チームが収集する情報を表 18 に示します。これらの情報は時間経過とともに正確さを増すことになるため、定期的な情報収集を図ります。

表 18 災害廃棄物に関連して収集する情報例(災害時)

| 項目      | 内容                                                                                                              | 緊急時                        | 復旧時                        |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 職員・施設被災 | 職員の参集状況<br>廃棄物処理施設の被災状況<br>廃棄物処理施設の復旧計画/復旧状況                                                                    | ◎<br>◎<br>○                | ◎                          |
| 災害用トイレ  | 上下水道及び施設の被災状況<br>上下水道及び施設の復旧計画/復旧状況<br>災害用トイレの配置計画と設置状況<br>災害用トイレの支援状況<br>災害用トイレの撤去計画・撤去状況<br>災害用トイレの設置に関する支援要請 | ○<br>○<br>◎<br>◎<br>◎<br>◎ | ◎<br>◎<br>○<br>◎           |
| し尿処理    | 被災状況から収集対象し尿の推計発生量<br>し尿収集・処理に関する支援要請<br>本市のし尿処理計画<br>城南衛生管理組合のし尿処理計画<br>し尿収集・処理の進捗状況<br>し尿処理の復旧計画・復旧状況         | ◎<br>◎<br>◎<br>○<br>○<br>○ | ○<br>○<br>○<br>○<br>◎      |
| 生活ごみ処理  | ごみの推計発生量<br>ごみ収集・処理に関する支援要請<br>本市のごみ処理計画<br>城南衛生管理組合のごみ処理計画<br>ごみ収集・処理の進捗状況<br>ごみ処理の復旧計画・復旧状況                   | ◎<br>◎<br>○<br>○<br>○<br>○ | ○<br>○<br>○<br>○<br>◎<br>◎ |
| 災害廃棄物処理 | 家屋の倒壊及び焼失状況<br>災害廃棄物の推計発生量及び要処理量<br>災害廃棄物処理に関する支援要請                                                             | ◎<br>◎<br>◎                | ○<br>○                     |



|  |                     |   |   |
|--|---------------------|---|---|
|  | 災害廃棄物処理実行計画         | ◎ | ○ |
|  | 解体撤去申請の受付状況         | ○ | ◎ |
|  | 解体業者への発注・解体作業の進捗状況  | ○ | ◎ |
|  | 解体業者への支払業務の進捗状況     | ○ | ◎ |
|  | 仮置場の配置・開設準備状況       | ◎ |   |
|  | 仮置場の運用計画            | ○ |   |
|  | 仮設焼却施設の整備・運用計画      |   | ◎ |
|  | 再利用・再資源化／処理・処分計画    | ○ | ○ |
|  | 再利用・再資源化／処理・処分の進捗状況 |   | ◎ |

注 ◎重要情報 ○必要情報

#### ウ 府と共有する情報

京都府との連絡手段を確保し、災害対策本部から収集した情報、被災地区からの情報及びごみ処理等の進捗状況を、表１９のとおり順次報告することとします。

また、災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設の被害状況については、発災後定期的に京都府へ報告します。

表１９ 京都府への報告事項

| 区 分                | 情 報 収 集 項 目                             | 目 的     |
|--------------------|-----------------------------------------|---------|
| 廃棄物処理施設の被災状況       | ・被災状況<br>・復旧見通し<br>・必要な支援               | 処理体制の構築 |
| 仮置場整備状況            | ・仮置場の位置と規模<br>・必要資材の調達状況                |         |
| 腐敗性廃棄物及び有害廃棄物の発生状況 | ・腐敗性廃棄物の種類と量及び処理状況<br>・有害廃棄物の種類と量及び拡散状況 | 生活環境の保全 |

#### エ 関係者と共有する情報

##### (ア) 近隣市町村等との連絡

京都府との連絡手段の確保と同様に、近隣市町村等との連絡手段を確保し、表２０のとおり情報の共有に努めることとします。

表２０ 災害廃棄物に関連して近隣市町村等と共有すべき情報

| 項 目      | 内 容                         |
|----------|-----------------------------|
| オープンスペース | 広域避難所、物資拠点、仮設住宅を含めた空き地      |
| 処理施設     | 焼却処理施設<br>し尿処理施設<br>最終処分場   |
| 資機材      | 収集運搬車両<br>重機<br>災害用トイレ      |
| その他      | 避難所情報、緊急輸送路・交通規制状況、インフラ復旧状況 |



(イ) 庁内関係各課との連絡

災害廃棄物の処理を進めるうえで必要と思われる事項については、関係各課との連絡調整を行うこととします。

(ウ) 民間業者等との連絡

災害対策に関する応援協定を締結している民間業者等と連絡を取り、情報交換及び対策に向けての調整を行うこととします。

(エ) 連絡先

国・京都府・市町等関連機関連絡先は、表 2 1 のとおりです。

表 2 1 国・京都府・市町村等関連機関連絡先

| 団体名          | 担当課名               | 所在地                                                | 電話番号             | FAX 番号           |
|--------------|--------------------|----------------------------------------------------|------------------|------------------|
| 環境省          | 災害廃棄物対策室           | 100-8975<br>東京都千代田区霞が関 1-2-2<br>中央合同庁舎 5 号館        | 03-<br>3581-3351 | 03-<br>3593-8359 |
|              | 廃棄物適正処理推進課         | 〃                                                  | 03-<br>3581-3351 | 03-<br>3593-8263 |
|              | 近畿地方環境事務所<br>資源循環課 | 530-0041<br>大阪市北区天満橋 1 丁目 8 番 75 号 桜<br>ノ宮合同庁舎 4 階 | 06-<br>6881-6502 | 06-<br>6881-7700 |
| 京都府          | 循環型社会推進課           | 602-8570<br>京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町                     | 075-<br>414-4730 | 075-<br>414-4710 |
|              | 山城北保健所<br>環境課      | 611-0021<br>宇治市宇治若森 7 の 6                          | 0774-<br>21-2913 | 0774-<br>21-2163 |
|              | 山城北土木事務所<br>施設保全課  | 610-0331<br>京田辺市田辺明田 1                             | 0774-<br>62-0714 | 0774-<br>62-1730 |
| 城南衛生管<br>理組合 | 総務課<br>(人事庶務係)     | 614-8511<br>八幡市八幡沢 1 番地                            | 075-<br>631-0772 | 075-<br>631-7296 |
|              | 施設課<br>(企画調整係)     | 〃                                                  | 075-<br>631-0835 | 075-<br>631-0885 |
|              | 安全推進室              | 〃                                                  | 075-<br>631-0825 | 075-<br>631-7296 |
|              | 業務課                | 〃                                                  | 075-<br>631-5171 | 075-<br>631-6011 |
| 京都府警察        | 城陽警察署              | 610-0121<br>城陽市寺田庭井 25-1                           | 0774-<br>53-0110 | -                |
| 陸上自衛隊        | 大久保駐屯地             | 611-0031<br>宇治市広野町風呂垣外 1-1                         | 0774-<br>44-0001 | -                |
| 宇治市          | ごみ減量推進課            | 611-8501<br>宇治市宇治琵琶 33                             | 0774-<br>20-8762 | 0774-<br>21-0423 |
| 八幡市          | 環境業務課              | 614-8501<br>八幡市八幡園内 75                             | 075-<br>983-1114 | 075-<br>983-1603 |
| 久御山町         | 環境保全課              | 613-8585<br>久御山町島田ミスノ 38 番地                        | 075-<br>631-5797 | 075-<br>631-5797 |
| 宇治田原町        | 建設環境課              | 610-0289<br>宇治田原町大字立川小字坂口 18-1                     | 0774-<br>88-6639 | 0774-<br>88-3231 |
| 井手町          | 産業環境課              | 610-0302<br>井手町大字井手小字南玉水 67                        | 0774-<br>82-6168 | 0774-<br>82-5055 |



## 2 関係機関との連携及び都道府県・市町村・民間業者との相互支援

### (1) 自衛隊・警察・消防との連携

初動期（発災直後）においては、まず人命救助を優先しなければなりません。迅速な人命救助のために、自衛隊、警察、消防と連携して道路上の災害廃棄物を撤去等する必要があるため、道路の啓開に当たる担当部署、実際に啓開業務を行う廃棄物処理業者や建設業者などと連携します。

### (2) 民間業者等との支援協定の締結

災害廃棄物は、被災家屋の柱角材や瓦、コンクリート片などのがれき類など産業廃棄物と同様の性状のものが多く、城南衛生管理組合が有する処理施設においては、処理することが困難です。

このため、がれき等の処理に精通している民間業者と本市との支援協定「応急工事等の協力に関する協定」（城陽市防災対策委員会）「応急作業等の協力に関する協定」（一般社団法人城陽防災協会）「災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定」（京都市環境組合）を締結しています。

また、災害時における簡易トイレの必要数確保に対応するため民間業者と「災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定」の締結についても検討します。

なお、本市以外に、京都府が締結している災害時における廃棄物処理等に関する協定（公益社団法人京都府産業資源循環協会、京都府環境整備事業協同組合等）を活用することも想定されます。

### (3) 都道府県・市町村・民間業者による応援体制

#### ア 協定に基づく応援体制

大規模災害が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができず、受援の必要が生じた場合、災害時における廃棄物処理等に関する協定について、速やかにこれらの協定を運用できるよう平常時から取扱いを確認するものとします。

#### イ 災害時における他の都道府県・市町村等との包括的な応援協定に基づく支援

被災市町村が府に対して応援要請をした場合、又は被災状況を鑑みて必要と判断される場合、他の都道府県等と締結している応援協定に基づき京都府の支援を受けることとします。

京都府が締結している応援協定は、表2.2のとおりです。

表2.2 災害応援協定等一覧（京都府）

| 協定                    | 締結先                                         |
|-----------------------|---------------------------------------------|
| 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定 | 福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、関西広域連合 |



|                           |       |
|---------------------------|-------|
| 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定 | 全国知事会 |
|---------------------------|-------|

#### ウ 他自治体との相互応援協定

本市では、他自治体等と災害時における廃棄物処理等に関する協定を締結しています。

他自治体等と締結している協定は表 2 3 のとおりです。

表 2 3 災害応援協定等一覧（他自治体）

| 協定              | 締結先                                       |
|-----------------|-------------------------------------------|
| 京都南部都市災害時相互応援協定 | 宇治市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、久御山町、宇治田原町、井手町、大山崎町 |
| 城陽市・三朝町の相互応援協定  | 三朝町（鳥取県）                                  |
| 城陽市・野々市市の相互応援協定 | 野々市市（石川県）                                 |

#### エ 協定等を活用した受援内容の整理

協定等を活用した受援を想定し、各主体の廃棄物処理に係る知識、経験等に応じた受援内容について、表 2 4 のとおりあらかじめ整理しておきます。

表 2 4 受援メニュー

| 区分        | 受援メニュー |                   | 受援主体 |       |
|-----------|--------|-------------------|------|-------|
|           |        |                   | 自治体  | 民間業者等 |
| 知見に関する支援  | 総合調整   | 対応方針検討、各種業務調整     | ○    | —     |
|           | 設計・積算  | 発注に係る設計及び積算の補助    |      |       |
|           | 契約     | 契約事務の補助           |      |       |
|           | 書類作成   | 災害報告書等の作成の補助      |      |       |
| 資機材に関する支援 | 収集運搬   | 生活ごみ等の収集運搬車両      | ○    | ○     |
|           | 処分     | 中間処理に関する広域支援      |      |       |
| 人員に関する支援  | 情報収集   | 被災自治体の対応状況に係る情報収集 | ○    | —     |
|           | 仮置場設置  | 仮置場における管理状況の監督    |      |       |
|           | 現地確認   | 避難所や仮置場の現地確認      |      |       |
|           | 窓口対応   | 窓口問合せ             |      |       |
|           | 広報     | 市民への広報（分別等）       |      |       |

#### オ 災害ボランティア

大規模災害時には、様々な分野において柔軟できめ細かい対応が可能な災害ボランティアによる支援が必要となります。災害ボランティアは、適切に活用すれば大きな力となることから、ボランティアの派遣を行う社会福祉協議会等に対し、平時より、災害ボランティアによる災害廃棄物処理への適切な協力のあり方について



調整を図ります。

#### (ア) 災害ボランティアの要請

災害時における災害ボランティアに対する要請については、協力を求める作業内容、人数、活動場所、活動期間など必要事項を明示して要請します。

#### (イ) 災害ボランティアによる作業時の留意事項

参集した災害ボランティアに、災害廃棄物の撤去、泥出し、被災家財出し、貴重品や思い出の品などの整理及び清掃などの作業を要請します。

発災時には、ボランティア活動においても混乱が予想されるため、社会福祉協議会等と密接な連絡調整を行い、安全で効果的なボランティア活動が行えるよう作業内容の指示、連絡などに十分配慮し、災害ボランティアの派遣状況についても、派遣を行う部局や社会福祉協議会等に対し、逐次、情報提供を依頼します。

なお、一般的なボランティアなどは廃棄物処理に不慣れであることから、災害廃棄物の分別方法や搬入場所の案内について、災害廃棄物処理チームが災害ボランティア向けのチラシ等を作成し、派遣を行う部局や社会福祉協議会等は、これによって災害ボランティアに対し派遣前にレクチャーを行います。

### 3 広報と情報発信

#### (1) 災害廃棄物の分別・処理に関する普及啓発・広報

##### ア 普及啓発・広報を行う時期及び内容

- ・発災直後は、緊急情報（危険物及び有害物の情報）に限って発信します。
- ・発災翌日以降からは、危険物及び有害物への対応、集積場所、仮置場の場所、仮設トイレ設置場所、災害廃棄物や被災に伴う粗大ごみの分別・収集体制、不法投棄の防止、相談窓口等について避難者や市民に周知します。
- ・仮置場の設置及び運営体制が整備できるまでは、市民に対し廃棄物はできるだけ自宅保管を依頼し、安易に集積所、公園、道路上などへ積み上げることがないように周知します。
- ・危険物や有害物の漏洩などが判明した場合は、速やかに周辺地域市民や関係機関などに立入禁止区域などを周知します。
- ・災害廃棄物の収集が本格化し始めたら、より具体的な情報を提供します。

##### イ 普及啓発・広報に関する留意事項

市民に対する普及啓発・広報については、次の事項に留意するものとします。

- ・災害廃棄物の収集方法（個別収集、仮置場への搬入）
- ・排出場所、排出可能期間と時間、排出方法
- ・分別の必要性、分別方法、分別の種類
- ・家庭用ガスボンベ、リチウムイオン電池、スプレー缶等の危険物やアスベスト、PCB含有機器等の有害廃棄物の取扱方法



- ・不法投棄、野焼き等の不適正処理禁止
- ・生活ごみと災害廃棄物の排出区分の徹底
- ・廃家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫である家庭用機器）の排出方法
- ・要配慮者に対して、災害廃棄物の一次仮置場の位置について確実に周知を行い、廃棄物の運搬を助ける等の地域での助け合いの関係構築
- ・最新情報の入手方法
- ・災害廃棄物に関する問合せ先
- ・安全対策（防じんマスクの着用等）等災害廃棄物処理に関する情報の日常的な広報（事例紹介等）

#### ウ 応急対策期の広報の内容

- ・生活ごみ（生ごみ）の排出方法（災害廃棄物と生活ごみとの分別）
- ・市民からのよくある質問と回答例
- ・仮置場の設置状況や運営状況、搬入可能物
- ・災害廃棄物の処理状況（進捗率の見える化）
- ・混乱に便乗したごみ排出、不法投棄及び野焼き等の「不適切な処理」の禁止
- また、直ちに災害廃棄物の発生量と処理体制、処理・処分状況、実行計画の策定等についてもホームページや広報紙等を用いて、市民への情報提供を行います。

#### （２） 災害廃棄物の減量に関する普及啓発・広報

災害廃棄物は、被災家屋の柱角材や瓦、ブロック等のほか、転倒した家財道具などから構成されています。このため、建物等の耐震化や家財道具の転倒防止の対策が講じられていれば、災害廃棄物の排出量をある程度抑制することが可能です。

また、日常的に廃棄物の排出抑制や分別が徹底できていれば、災害時においても排出抑制や分別への配慮が可能です。

このため、平常時から、市民に対し住宅の耐震対策や防災意識、ごみの減量化や分別について普及啓発を行います。

#### （３） 市民への情報伝達方法

市民への情報伝達にあたっては、あらゆる媒体を活用します。本市で活用する広報媒体は、市防災無線、テレビ、ラジオ、広報車、広報紙、ホームページ、電子メール、ソーシャルネットワーキングサービス（LINE、Facebook、Twitter）、新聞、チラシ、掲示版等です。

また、情報伝達に際しては、できるだけ複数の媒体を利用するなど、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者へも確実に情報が伝わるよう、広報の方法や頻度、内容に配慮します。



### 第3章 災害廃棄物処理

#### 1 発災後の処理体制の構築等

初動期（発災直後）、応急対策期及び災害復旧・復興期の各段階において、処理体制構築に必要な本市の業務一覧（例）は、表25のとおりです。

表25 処理体制構築に必要な業務一覧（例）

| (1) 災害廃棄物処理体制の確保等              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 初動期                            | 発災後、災害廃棄物処理対応のための人員を確保します。また、早急に被害状況の把握を行います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| (2) 一般廃棄物処理施設の復旧等（城南衛生管理組合が実施） |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 初動期～災害復旧・復興期                   | 一般廃棄物処理施設の被害状況に応じて、施設の復旧等を行います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| (3) 仮置場の設置                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 初動期～応急対策期                      | <p>ア 仮置場の設置</p> <p>道路啓開、救助捜索活動に伴い撤去する必要がある建物等の損壊物その他被災住民が排出する災害廃棄物のうち、処理施設に搬入できないものを一時的に保管する場所として、早急に一次仮置場を設置します。</p> <p>なお、発災時に家電、自動車等が大量に災害廃棄物として発生し、その処理のための手続に時間を要する可能性があるため、これらを一時的に保管する場所も確保します。</p> <p>応急対策期には必要に応じ、関係者と調整、協議を行い、災害廃棄物の減容化、再資源化等を行うための二次仮置場を設置します。</p> <p>イ 生活環境の保全及び作業安全性の確保</p> <p>自然発火による火災予防のため、災害廃棄物を高く積み上げる場合、ガス抜き管を設置するとともに、市民の生活環境の保全と作業従事者の安全性の確保に努めます。必要に応じて仮置場における大気（アスベストを含む。）、騒音・振動、土壌、水質等の環境モニタリングを実施します。</p> |
| 災害復旧・復興期                       | <p>災害廃棄物処理の進捗状況や発生量見直し等を踏まえ、仮置場の追加設置や廃止等の検討を行います。</p> <p>仮置場における災害廃棄物処理の完了後、仮置場廃止に当たり、土壌分析等の必要な措置など関係法令を遵守した現状復旧を行います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| (4) 収集運搬体制の構築等                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 初動期～応急対策期                      | 平常時に検討した内容を基に、一般廃棄物処理施設や道路の被害状況、仮置場の位置等を踏まえ、収集運搬の方法・ルートや必要な資機材の確保等を含む収集運搬体制を確立します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 災害復旧・復興期                       | 一般廃棄物処理施設や道路の復旧状況、仮置場設置状況等を踏まえ、収集運搬の方法、ルートなど収集運搬体制の見直しを行います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| (5) 生活ごみ等の処理                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 初動期～応急対策期                      | 廃棄物の腐敗に伴う悪臭・害虫の発生や、生活環境及び公衆衛生の悪化に伴う感染症の発生も懸念される場合、必要に応じて殺虫剤や消石灰、消臭剤、脱臭剤等の散布などの対応を実施します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 災害復旧・復興期                       | 避難所閉鎖などの状況を踏まえ、生活ごみ等の処理体制を見直し、平常時の処理体制へ移行します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| (6) 災害廃棄物処理に係る受援・支援            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 初動期～応急対策期                      | 廃棄物処理業者の支援だけでは迅速かつ適正な処理が困難な場合は、速やかに受援体制を整え、京都府に支援を要請します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |



|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害復旧・復興期           | 災害廃棄物処理の進捗状況や発生量の見直し等を行い、京都府へ定期的に報告します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| (7) 市民等への情報提供      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 初動期                | <p>災害廃棄物の適正な処理に向けては、市民の協力が欠かせないことから、市民が廃棄物の排出者である一方で、被災者でもあるという視点を忘れずに、丁寧で分かりやすい広報に努めます。</p> <p>&lt;初動期の広報の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の収集方法（個別収集、仮置場への搬入）</li> <li>・排出場所、排出可能期間と時間、排出方法</li> <li>・分別の必要性、分別方法、分別の種類</li> <li>・家庭用ガスボンベ、リチウムイオン電池、スプレー缶等の危険物やアスベスト、PCB含有機器等の有害廃棄物の取扱方法</li> <li>・不法投棄、野焼き等の不適正処理禁止</li> <li>・生活ごみと災害廃棄物の排出区分の徹底</li> <li>・廃家電4品目の排出方法</li> <li>・要配慮者に対して、災害廃棄物の一次仮置場の位置を確実に周知し、廃棄物の運搬を助ける等の地域での助け合いの関係構築</li> <li>・最新情報の入手方法</li> <li>・災害廃棄物に関する問合せ先</li> <li>・安全対策（防じんマスクの着用等）等</li> </ul>         |
| 応急対策期              | <p>発災後の状況に応じて、広報紙やウェブサイト、SNS等を活用して、分かりやすい広報に努めます。</p> <p>&lt;応急対策期の広報の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民からのよくある質問と回答例</li> <li>・仮置場の設置状況や運営状況、搬入可能物</li> <li>・災害廃棄物の処理状況（進捗率の見える化）等</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| (8) 建築物等の撤去        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 応急対策期～災害復旧・復興期     | 各種法令を遵守し、建築物の撤去を実施します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| (9) 災害廃棄物の適正な処理、処分 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 応急対策期～災害復旧・復興期     | 各種法令を遵守し、廃棄物の処理を実施します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| (10) 仮置場の運営、管理     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 応急対策期～災害復旧・復興期     | <p>一度、仮置きされた災害廃棄物が混合状態となると、その後の分別した回収が困難になり、処理費用の増大及び処理期間の長期化につながることから、発災直後から分別の徹底や便乗ごみの排出を防止するとともに、分別された廃棄物が再び混合状態にならないように適切に管理します。また、災害廃棄物の処理が滞ることがないように次の事項を日々把握及び整理します。</p> <p>&lt;把握及び整理する事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の搬出入量（種類ごと）、搬出入台数</li> <li>・災害廃棄物の保管量、保管場所、保管面積</li> <li>・災害廃棄物の搬出入者、搬出入車両</li> </ul> <p>&lt;搬出入量の管理方法&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場への不法投棄防止のため、仮置場への搬入者や搬入車両を管理</li> <li>・正確な搬出入量把握のため、トラックスケールを設置して計量保管量、保管場所、保管面積及び積み上げの高さについて図面で整理</li> <li>・（トラックスケールを設置していない初期段階）</li> </ul> |



|                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                          | <p>災害廃棄物を計量し搬出入量の管理。（災害廃棄物の体積及び比重から計測等）災害復旧・復興期には、次の点を踏まえた仮置場の適切な運営・管理の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営に必要な資機材（重機、トラック等）・人員（管理者、作業人員、車両誘導員、夜間警備員等）等の確保</li> <li>・一次仮置場で被災現場から搬入されたものの保管や粗選別を行い、二次仮置場では一次仮置場から搬入した災害廃棄物の保管や処理（破碎・選別、焼却等）</li> <li>・二次仮置場を設置する際は、仮設処理施設（仮設焼却炉、仮設破碎・選別機）の必要性、必要基数及び設置箇所を検討</li> <li>・仮設焼却炉の規模は、災害廃棄物の発生量、処理期間、既存施設の処理能力、被災地の状況等を考慮。設置決定後は、関係法令に基づく手続（環境影響評価、都市計画決定等）、工事発注作業、設置工事等を進め、適切な運営・管理の実施</li> <li>・火災の未然防止や余震等に備えた安全対策、関係法令を遵守した環境対策</li> <li>・持ち込まれる災害廃棄物の収集箇所、搬入者、搬入量を記録し、重量管理を行うとともに、災害時の便乗ごみ等による廃棄物の混入防止</li> </ul> |
| <b>(11) 事務委託の実施</b>      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 初動期～応急対策期                | <p>多量の災害廃棄物が発生し、自らその処理を行うことが困難な場合については、地方自治法の規定に基づき、京都府へ事務委託に係る協議を申し出ます。</p> <p>本市による処理が困難であると京都府が認めた場合、議決を経て、事務委託を実施します。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <b>(12) 災害廃棄物処理の進捗管理</b> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 応急対策期～災害復旧・復興期           | <p>処理状況、業務の達成状況、更には人材、資機材、仮置場や処理施設等の状況を把握し、進行管理の実施。その際、短期的な目標を設定し、逐次、その達成状況の把握及び検証を行いながら業務の改善を図り、必要に応じて、人材、資機材等を確保します。また、把握した情報は、京都府及び本市の災害廃棄物処理チームにおいて共有します。</p> <p>応急対策期には、実行計画に基づき、災害廃棄物処理及び業務の進行管理を行い、適宜、処理実績の公表、要処理量の算定等を行うとともに、必要に応じて、人材、資機材を確保します。</p> <p>災害復旧・復興期には、応急対策期に掲げた仮置場の運営や市民の生活環境の確保、作業安全性の確保、市民への広報、国庫補助金対応等を実施します。また、処理事業の完了時期を見据えながら、災害廃棄物処理の進捗状況等を進行管理します。なお、処理事業の完了時期見込みを検討する場合、仮置場の現状復旧に要する期間も考慮します。</p>                                                                                                                                              |

## 2 道路啓開

大規模災害が発生した場合、倒壊した建物等により道路交通が麻痺している事が想定されます。道路交通の麻痺は人命救助や緊急物資の輸送だけでなく、災害廃棄物の搬出・運搬についても影響があります。

発災後は速やかに道路啓開を担当する部局と連携し、道路交通の支障となっているがれき類の撤去と仮置場への搬送に努めます。

### 3 生活ごみ等（避難所ごみ）の収集、処理・処分

避難所で発生する廃棄物は、ごみ処理施設及びし尿処理施設へ搬出されるまでの間は、原則として避難所に保管します。避難所から処理施設への運搬について、平常時の収集ルートが使用できない場合等については、京都府が指定している緊急輸送路等を活用します。

また、避難所で発生する廃棄物の種類及び管理方法については、表 2 6 のとおりです。

表 2 6 避難所ごみの分別方法

| 時間対応                      | 初動期（発災直後）                                       |                          | 応急対策期                    |
|---------------------------|-------------------------------------------------|--------------------------|--------------------------|
|                           | 仮置場（持込）                                         | 回収再開時                    | 通常運用まで                   |
| 可燃ごみ                      |                                                 |                          |                          |
| 食品ごみ                      | ●「可燃ごみ」として、回収（回収再開の見込みが立つまで）<br><br>○可能な限り保管を依頼 | ●「可燃ごみ」として、頻度を減らして回収     | ●「可燃ごみ」として、頻度を減らして回収     |
| おむつ・衛生用品<br>・簡易トイレ        |                                                 |                          |                          |
| 腐敗性の高い物                   |                                                 |                          |                          |
| 容器包装材                     |                                                 |                          |                          |
| その他（非腐敗性）                 |                                                 |                          |                          |
| 分別回収ごみ（資源系）               |                                                 |                          |                          |
| 紙類                        | <input type="checkbox"/>                        | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| プラ製容器包装                   | <input type="checkbox"/>                        | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 缶・びん・ペットボトル               | <input type="checkbox"/>                        | <input type="checkbox"/> | ○回収を限定して回収               |
| 有害廃棄物・医療系廃棄物              |                                                 |                          |                          |
| 廃電池類                      | <input type="checkbox"/>                        | <input type="checkbox"/> | ○回収を限定して回収               |
| 廃蛍光管類                     | ●割れた物は梱包・ラベリングして分別排出                            |                          | ○回収を限定して回収               |
| 医療系廃棄物（家庭）                | ●梱包・ラベリングして分別排出                                 |                          |                          |
| その他の有害廃棄物<br>（生活復旧に支障を来す） | ●梱包・ラベリングして分別排出                                 |                          |                          |
| その他                       | ○可能な限り保管を依頼                                     |                          |                          |

●：最優先すべき    ○：優先すべき    □：優先順位は低い

出典）廃棄物分別・処理実務マニュアル（一般社団法人廃棄物資源循環学会・編著）を一部修正

### 4 し尿処理

災害発生時のし尿処理についても、基本的にはライフラインに被災がなければ、城南衛生管理組合が平常時の処理・収集作業を行います。

なお、ライフラインの途絶によって水洗トイレが使用できなくなった場合や、避難所において避難者数が多い場合には、優先順位を決定しながら仮設トイレの設置やし尿収集作業を実施するものとします。本市が備蓄・管理している仮設トイレ等は、表 2 7 のとおりです。



表 2 7 仮設トイレの備蓄状況

| 区分    | 項目 | メーカー名   | 種類                | 基数  |
|-------|----|---------|-------------------|-----|
| 組み立て式 |    | (株)木村技研 | 仮設トイレ<br>(車椅子対応型) | 27  |
|       |    | 〃       | 仮設トイレ<br>(小使用)    | 27  |
|       |    | (株)ニード  | マンホールトイレ          | 10  |
| 簡易トイレ |    | (株)ケンユー | 段ボール式トイレ          | 110 |

出典) 城陽市地域防災計画(令和3年7月)

## 5 災害廃棄物処理

### (1) 災害廃棄物処理実行計画

災害廃棄物処理実行計画とは、実際に発生した災害の被害状況に即し、災害廃棄物の処理体制や処理方法等について定める実行計画です。

実行計画は、表 2 8 に示す項目等について策定します。

表 2 8 災害廃棄物処理実行計画の項目

|                    |                                                     |
|--------------------|-----------------------------------------------------|
| 1 概要と方針            |                                                     |
| (1) 計画の目的          | 本計画に基づき記載                                           |
| (2) 計画の位置付け        |                                                     |
| (3) 計画の期間          |                                                     |
| (4) 計画の見直し         |                                                     |
| 2 被災状況及び災害廃棄物の発生状況 |                                                     |
| (1) 地域内の被災状況       | 策定時最新の災害廃棄物の発生量の推計結果                                |
| (2) 災害廃棄物の発生状況     |                                                     |
| 3 災害廃棄物処理の基本方針     |                                                     |
| (1) 基本的な考え方        | ①適正かつ円滑・迅速な処理、②環境に配慮、③安全性の確保、④リサイクルの推進による最終処分量の減量化等 |
| (2) 処理期間           | 概ね3年を目処                                             |
| (3) 処理体制           | 庁内の組織体制以外にも、周辺自治体や産廃処理業者の連携等も整理します。                 |
| (4) 処理フロー          | 種類別に処理フローで整理                                        |
| 4 災害廃棄物の処理方法       |                                                     |
| (1) 災害廃棄物の集積       | 仮置場の設置、運営方法の整理                                      |

|                 |                      |
|-----------------|----------------------|
| (2) 災害廃棄物の選別    | 仮置場での分別区分とその手法の整理    |
| (3) 災害廃棄物の処理・処分 | 廃棄物の種類別の処理・処分方法の概要整理 |

## (2) 発生量・処理可能量

災害発生時における災害廃棄物の発生量推計は、実際の被災状況に応じて表5又は表6で示した原単位を利用して推計します。建物の被害棟数などを推計するためには、災害対策本部に報告された建物の被害棟数を基本とします。

災害廃棄物の処理可能量は、推計した災害廃棄物量並びに廃棄物処理施設の処理能力、稼働状況及び被災状況を把握し試算しますが、城南衛生管理組合が保有する廃棄物処理施設だけでは対応できないと判断される場合は、京都府や近隣市町村等に対して速やかに応援要請を行います。

## (3) 収集運搬計画

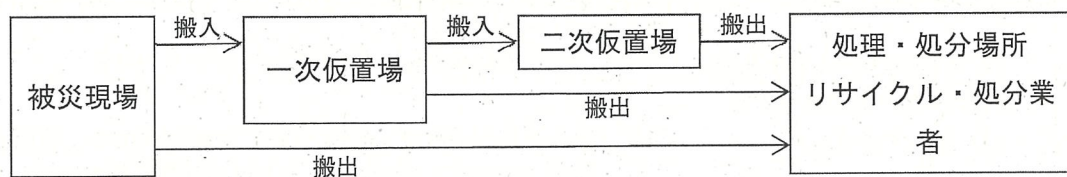
平常時より、収集運搬業務の委託業者だけでなく、地元の建設業協会等との協力体制を確保するとともに、それぞれが保有する収集運搬車両や重機を事前にリストアップしておきます。

発災後は速やかに、利用可能な収集運搬車両や重機の確認と車両の手配を行い、災害対策本部を通じて道路の被災状況を確認します。

生活ごみについては、被災状況に応じて平常時の収集ルートやスケジュールを変更し、被災現場から一次仮置場への運搬、一次仮置場から二次仮置場への運搬、そして再生利用先又は最終処分先への運搬体制を構築します。避難所ごみについては、別途収集運搬体制を定めます。

また、収集運搬計画を策定する際には、収集運搬車両や重機の燃料確保についても考慮します。収集運搬に係る実施例は、図6のとおりです。

図6 収集運搬に係る実施例



## (4) 災害廃棄物の処理方針

災害廃棄物の種類別に、推計した発生量を元に処理方針を整理します。

なお、コンクリートがら、金属くず、柱角材については、城南衛生管理組合が保有している処理施設では対応できない場合は、支援協定の締結先又は民間の産業廃棄物処理施設等で処理を行います。



(5) 広域的な処理・処分

城南衛生管理組合が保有している廃棄物処理施設だけでは処理が困難であると判断される場合は、周辺自治体等への支援を要請します。

支援要請に際しては、本計画第2章第2項に基づき対応します。

(6) 有害廃棄物・処理困難物等

表29の有害廃棄物・処理困難物を災害がれきの解体・撤去作業時や仮置場での選別作業時に発見した場合は、原則として専門処理業者に引き渡すものとし、その場での引き渡しが困難な場合は、仮置場の指定する場所に一時保管します。

表29 有害廃棄物・処理困難物等の処理方法

| 種類               | 処理方法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| アスベスト            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・アスベストは仮置場に持ち込まない。</li> <li>・被災した建物の解体前には、アスベストの事前調査を行い、アスベストの使用が確認された場合は、解体がれき類にアスベストが混入しないように適切に除去を行い、廃アスベスト等またはアスベスト含有廃棄物として適正に処分します。</li> <li>・仮置場の災害がれき中にアスベストを含む恐れがあるものを発見した場合は、分析によって確認します。</li> <li>・建物の解体・撤去及び仮置場における破碎処理現場周辺作業では、アスベスト暴露防止のために専用のマスクやメガネ等を着用し、散水等を適宜行います。</li> </ul>                                                           |
| 廃 PCB 及び・PCB 廃棄物 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・PCB を使用・保管している建物の解体・撤去を行う場合や解体・撤去作業中に PCB 機器類を発見した場合は、他の廃棄物に混入しないよう分別し、指定場所にて保管後、専門処理業者に引き渡します。</li> <li>・仮置場の災害がれき中に PCB 機器類を発見した場合は、他の廃棄物に混入しないよう分別し、指定場所にて保管後、専門処理業者に引き渡します。</li> <li>・PCB 含有有無の判断がつかないトランス・コンデンサ等の機器は、PCB 廃棄物とみなして分別し、保管します。</li> <li>・管理者や保管場所が被災等により適切な保管・管理が困難と判断される場合は、市が一旦回収し適切な保管・管理体制が整うまで、もしくは処理が完了するまで保管・管理します。</li> </ul> |
| 腐敗性廃棄物           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・水害時は、水没した便槽等からのし尿・浄化槽汚泥等水分を含んだ腐敗性の廃棄物が多く発生する傾向にあり、腐敗の進行が早く、衛生上の問題もあることから、優先的に焼却等の処理を行います。</li> <li>・焼却等が困難な場合、悪臭防止のため消石灰を散布した後に腐敗性廃棄物を置くことや、廃棄物の密閉容器やフレコンバッグによる保管を行う等、関連法令に留意して衛生環境を確保しながら処理を行います。</li> </ul>                                                                                                                                           |
| その他有害物及び危険物      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の解体前には、有害物質取り扱いについての確認を行います。</li> <li>・有害物質、化学物質等は、専門処理業者に引き渡します。</li> <li>・スプレー缶、カセットボンベ等の危険物や、プラスチック、塗料等数多くの製品に含まれる化学物質による事故が起きれば、深刻な環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に有害な影響をもたらすおそれがあることから、危険物の分別収集の周知徹底等に努めます。</li> </ul>                                                                                                                                       |



## 第4章 その他

### 1 その他

#### (1) 環境対策

市民の生活環境への影響を防止するために、発災直後は特に仮置場や廃棄物処理施設、廃棄物運搬ルート、建物の解体・撤去現場等を対象に、必要に応じて大気、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、市民及び処理業者へ情報の提供を行います。モニタリングを行う項目やスケジュールについては、平常時に検討した内容をもとに、被災状況を踏まえ設定します。

災害廃棄物の処理の進捗に伴い、必要に応じて調査項目の見直しを行います。

災害廃棄物に係る一連の処理・処分に伴う、大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等に対する環境影響と要因は表30に示すとおりです。

表30 災害廃棄物の処理に係る主な環境影響と要因

| 影響項目     | 対象              | 主な環境影響と要因                                                                                                                                                                                             |
|----------|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大気質      | 被災現場<br>(解体現場等) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・解体、撤去作業に伴う粉じんの飛散</li> <li>・アスベスト含有廃棄物(建材等)の解体に伴う飛散</li> </ul>                                                                                                 |
|          | 運搬時             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物等運搬車両の走行に伴う排ガスによる影響</li> <li>・廃棄物等運搬車両の走行に伴う粉じんの飛散</li> </ul>                                                                                              |
|          | 仮置場             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・重機等の稼働に伴う排ガスによる影響</li> <li>・中間処理作業に伴う粉じんの飛散</li> <li>・アスベスト含有廃棄物(建材)の処理によるアスベストの飛散</li> <li>・保管廃棄物からの有害ガス、可燃性ガスの発生</li> <li>・(仮設)焼却炉の稼働に伴う排ガスによる影響</li> </ul> |
| 騒音<br>振動 | 被災現場            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・解体、撤去等の作業時における重機等の使用に伴う騒音、振動の発生</li> </ul>                                                                                                                    |
|          | 運搬時             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物等運搬車両の走行に伴う騒音、振動</li> </ul>                                                                                                                                |
|          | 仮置場             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場での運搬車両の走行による騒音、振動の発生</li> <li>・仮置場内での破砕・選別作業における重機や破砕機等の使用に伴う騒音、振動の発生</li> </ul>                                                                           |
| 土壌等      | 仮置場             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場内の保管廃棄物からの有害物質等の漏出による土壌への影響</li> </ul>                                                                                                                     |
| 臭気       | 仮置場             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場内の保管廃棄物及び廃棄物の処理に伴って発生する臭気による影響</li> </ul>                                                                                                                  |
| 水質       | 仮置場             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場内の保管廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出</li> <li>・降雨等に伴って仮置場内に堆積した粉じん等の濁りを含んだ水の公共水域への流出</li> <li>・焼却炉(仮設)の排水や災害廃棄物の洗浄等に使用した水(排水)の公共水域への流出</li> </ul>               |
| その他      | 仮置場             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保管廃棄物(混合廃棄物、腐敗性廃棄物等)による火災発生</li> </ul>                                                                                                                        |



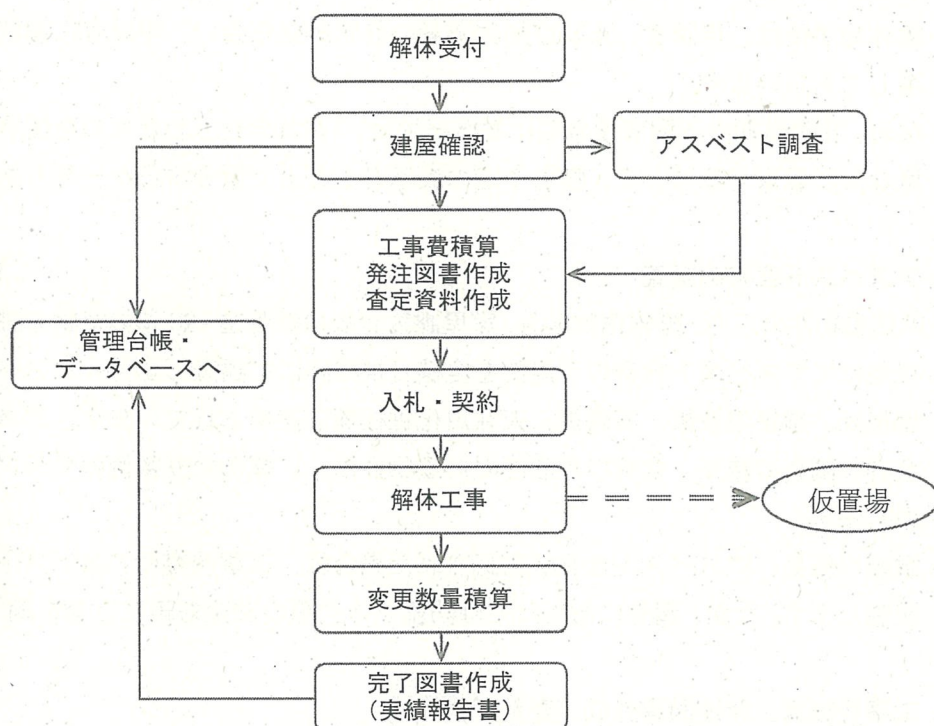
## (2) がれき撤去、損壊家屋等の解体・撤去

発災直後は、人命救助を優先にするため、緊急車両等の運行の妨げとなる道路上の散乱物や道路をふさいでいる損壊建物等の撤去を行わなければなりません。そのため、発災後は速やかに通行の支障となっているがれき類の撤去に努めます。

家屋・建屋等の解体は、図7の手順により行うものとします。

損壊家屋等の解体・撤去は、本来、私有財産の処分であり、原則として所有者の責任によって実施すべきものです。ただし、国が特例措置として、市が半壊以上の損壊家屋等の解体を実施する分を補助金対象とする場合があります。

図7 家屋・建屋解体の流れ



### ア 解体受付・確認・台帳作成

- ・り災証明において「全壊又は大規模半壊」（所有者個人が居住する住居であれば半壊も対象）と判定された建屋を対象とし、解体申請者の申出により、解体建物を特定します。
- ・解体申請受付前に家屋所有者等が実施したものであっても補助金等の対象となる場合があるので、申請者から解体費用算出までの書類等（契約書や写真等）を入手します。
- ・受付時に当該建屋の権利者が複数の場合、トラブルの未然防止のため、申請者は全ての権利者から同意書等を取得します。
- ・受付時には、損壊家屋を特定するための位置や災害査定の金額を算定するうえで

必要な事項（基礎撤去の有無、地下構造物の有無、構造、階数、建築面積等）を詳細にヒアリングします。

- ・受付を行った物件についての登記事項証明書（要約書）を添付し（公用申請にて入手し）、必要項目の情報把握、突き合わせを行います。
- ・申込みリスト、同意書情報、申込者への電話確認情報をもとに、現地において家屋の目視確認を行い、付属物・工作物、敷地内災害廃棄物、ライフライン状況の確認及び写真撮影を行います。
- ・現地確認は申請者、市及び解体業者の3者立会のもと行い、解体内容について確認（同意書を作成）します。
- ・また、建屋確認で得られた建屋情報及び解体内容について管理台帳を作成します。
- ・解体完了後は、申請者、市及び解体業者の3者が立ち会い、申請者に確認書に署名してもらいます。
- ・なお、発災当初の不明者搜索等にあたっては、「がれき化」したものを所有者の同意なしに撤去することや、撤去予定の表示をした上で撤去するケースもあります。

#### イ アスベスト含有の調査

- ・申込書物件のうち、堅牢建物区分、家屋課税台帳の鉄骨造・RC造の建物を抽出し、現地にてアスベスト含有の可能性を全棟目視確認にて調査します。アスベストは屋根瓦、屋根用波板、石膏板、天井用化粧板等に使用されています。アスベスト含有の調査の結果、含有の可能性のある物件は、1棟あたり数個のサンプルを採取します。
- ・調査の結果、アスベスト含有が確認された場合は、工事内容にアスベスト対応を記載します。なお、調査にあたっては防塵マスク等の安全対策に万全を期します。

#### ウ 工事費積算、発注図書作成、査定資料作成

- ・環境省基準にて積算を行うにあたり、これまでの実績金額及び他自治体事例等を参考に、適切な工事費を算定するために、項目設定や単価設定の検討を行います。
- ・工事費積算書、管理台帳より発注図書を作成します。
- ・補助金申請に必要な査定資料として、数量、単価根拠等を取りまとめます。
- ・アスベスト調査でアスベストが確認された建物についてはアスベスト対応についても発注図書に記載します。

#### エ 入札・契約・解体工事

- ・条例に従い、入札を実施します。この際、解体を希望するエリアごとに発注を進めると効率的に解体を進めることができるとともに、申請者への解体準備の期限を示すことができることとします。
- ・なお、解体工事の契約は申請者、落札者、市の3者契約とします。



- ・工事の実施にあたっては、できる限り申請者及び市の立会のもとに実施し、思い出の品などの廃棄については、申請者の意向を確認したうえで工事を実施します。

#### オ 変更数量積算・完了図書作成

- ・実績に基づき数量を積算し、変更があった場合には変更数量積算を行い、設計変更契約を行います。解体工事が完了した段階で、工事完了図書を作成します。工事完了図書は補助金実績報告書としても活用可能なものとします。

### (3) 仮設処理施設

城南衛生管理組合が保有している処理施設の能力だけでは処理不可能な場合や能力が不足する場合には、本計画第2章第2項で定めた近隣市町村又は民間業者等に応援を要請しますが、それでも対応が不可能と判断される場合には、仮置場などに仮設の処理施設を設置し、処理能力の不足分を補完することも検討します。

### (4) 思い出の品等

災害廃棄物を撤去する場合、思い出の品や貴重品は、可能な限り所有者等に引き渡す機会を提供する必要があることから、その取扱いルールについて平常時から検討を行います。

- ・思い出の品等取扱いルールとして、思い出の品の定義、持主の確認方法、回収保管方法、返却方法等を定めます。

(思い出の品の例) 位牌、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、写真、パソコン、ハードディスク、携帯電話、ビデオ、デジカメ等

- ・現金、預金通帳、証券、貴金属等の有価物については、速やかに警察へ届け出る必要があるため、あらかじめ必要な書類の様式を作成しておきます。

